

新興国等における税務申告書(抜粋和訳)

次頁以降において、下記図表にある国の2014年度版(ブラジルのみ2013年度版)の税務申告書(主に課税所得及び税額の計算、欠損金、減価償却資産、国外関連者との取引状況に関する記載箇所)の和訳を掲載している。

< 図表: 対象国と税務申告書の URL 等 >

| 対象国 | 税務申告書の URL 等 |
|--------|---|
| インド | (税務申告書の URL) https://incometaxindiaefiling.gov.in/ |
| インドネシア | (税務申告書の URL) http://www.pajak.go.id/?option=com_front&Itemid=1403 |
| シンガポール | (税務申告書の URL) http://www.iras.gov.sg/irashome/page.aspx?id=8668 売上高が SGD1 百万以下等の条件を満たす場合には、簡易的な申告書 (Form C-S) が使用可能。 |
| タイ | (税務申告書の URL) http://www.rd.go.th/publish/28000.0.html |
| 台湾 | (税務申告書の URL) http://www.ntbk.gov.tw/etwmain/front/ETW118W/CON/2680/8691958293377645312?tagCode 台湾では、毎年各地の税務当局が順番に責任者となり税務申告書を公開するため、2014 年度版は上記 URL であるが、2015 年度版は別の URL に変更される。 |
| 中国 | (税務申告書の URL) http://www.csj.sh.gov.cn/pub/bsfw/xzzx/bgxz/sbzsl/ 上記は上海国税局の URL であるが、各国税局の URL から入手可能。 企業所得税の申告に用いられる申告書は、実際所得に基づいて申告を行う A 類と、みなし利益課税方式が適用される B 類があるが、本報告書では申告書 A 類のみ和訳している。 |
| フィリピン | (税務申告書の URL) http://www.bir.gov.ph/images/bir_files/old_files/pdf/82202BIR%20Form%201702-MX.pdf 法人所得税の申告に用いられる申告書は、優遇税率適用企業用の申告書 (1702-MX) と、優遇税率不適用企業用の申告書 (1702-RT) があるが、本報告書では優遇税率適用企業用の申告書 (1702-MX) のみ和訳している。 |

| | |
|--------------|---|
| <p>ブラジル</p> | <p>(税務申告書の URL) ブラジルは電子申告制度を採用していることからウェブ上に税務申告書は掲載されていない。電子申告用システムのインストール先は下記 URL を参照。 http://www.receita.fazenda.gov.br/Principal/Informacoes/InfoDeclaracao/declaraDIPJ.htm 本報告書では 2010 年版の税務申告書を和訳している。</p> |
| <p>ベトナム</p> | <p>(税務申告書の URL) http://www.gdt.gov.vn/ 最新版の税務申告書が掲載されないこともあるため留意する必要あり。</p> |
| <p>マレーシア</p> | <p>(税務申告書の URL) http://www.hasil.gov.my/goindex.php?jborang=2&tahunbor=2014&kuummp=2&skum=3&posi=1&Submit=Search</p> |